記載要領

様式第２（第４条関係）

1 危険物 製造所 貯蔵所 取扱所 設置許可申請書

2 年 月 日

3 殿

4 申請者

住所 （電話 ）

氏名

5 設置者	住所	電話		
	氏名			
6 設置場所				
7 設置場所の地域別	防火地域別	用途地域別		
製造所等の別	8	貯蔵所又は取扱所の区分	9	
危険物の類、品名（指定数量）、最大数量	10	指定数量の倍数		
位置、構造及び設備の基準に係る区分	11 令 第 条 第 項（規則第 条 第 項）			
位置、構造、設備の概要	12			
危険物の貯蔵又は取扱方法の概要	13			
着工予定期日	14	完成予定期日	14	
その他必要な事項	15			

※受付欄	※経過欄	※手数料欄
	許可年日 許可番号	

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　この設置許可申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。

３　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

４　品名（指定数量）の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（　）内に該当する指定数量を記載すること。

５　位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は（　）内に記載すること。

６　※印の欄は、記入しないこと。

記載要領

[危険物製造所等設置許可申請書記入要領]

1. 申請に係る施設区分以外を二重線で抹消する。
2. 申請日（申請書提出日）を記入する。
3. あて先は、「東京消防庁　消防総監」と記入する。島しょ地区の場合は「東京都知事」と記入する。
4. 「申請者」欄は、原則として危険物施設を設置しようとする者の住所、氏名を記入する。申請者が法人の場合は、名称、代表者氏名及び事務所の所在地を記入する。
   申請手続きを代理人が行う場合は、委任状を添付するとともに、申請書の「申請者」欄は連名とする。
5. 「設置者」欄は、申請者（代理人は除く。）と同一者名を記入する。
6. 「設置場所」欄は、危険物施設を設置する所在地を記入する。
7. 「設置場所の地域別」欄は、都市計画図等により確認し、記入する。
8. 「製造所等の別」欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の別を記入する。
9. 「貯蔵所又は取扱所の区分」欄は、危政令第２条及び第３条に掲げる施設区分（同令第３条第２号イ及びロを含む。）を記入する。製造所の場合は斜線により抹消する。
10. 「危険物の類、品名、最大数量」欄は、次により記入する。
    ａ　法別表に掲げる類、品名を記入する。
    ｂ　最大数量は、消防署窓口に備え付けてある「危険物施設の審査基準」により、貯蔵し、取り扱う危険物の最大数量を記入する。
    ｃ　製造所（一般取扱所）にあっては、原料危険物、中間危険物及び製品危険物のすべてを記入するとともに、危険物の類、品名、最大数量を算出した経過を示す説明書を添付する。
    ｄ 移動タンク貯蔵所で混載として申請する場合は、次の例により別紙に記入する。

（例）

類 別	品名	最大数量（ﾘｯﾄﾙ）	指定数量の倍数
第４類	第１石油類（ガソリン）	8,０００	４０
〃	第２石油類（灯油又は軽油）	8,０００	8
〃	第１石油類（ガソリン）	６,０００	３２
	第２石油類（灯油又は軽油）	２,０００	
〃	第１石油類（ガソリン）	４,０００	２４
	第２石油類（灯油又は軽油）	４,０００	

11. 「位置、構造及び設備の基準に係る区分」欄は、当該製造所等に適用される位置、構造及び設備の基準に従い条項を記入する。
（例）ａ 階層設置のボイラーの一般取扱所の場合
　　令第 19 条第 2 項（規則第 28 条の 57 第 2 項）
　　ｂ 一面開放で上階のある屋内給油取扱所の場合
　　令第 17 条第 2 項（規則第 25 条の９及び規則第 25 条の 10）
　　ｃ 平家建で高層以外の特定屋内貯蔵所で、高引火点危険物のみを貯蔵する場合
　　令第 10 条第 1 項、第 4 項、第 5 項（規則第 16 条の２の６第 2 項）
12. 「位置、構造、設備の概要」欄は、危険物施設の形態を簡記する。
13. 「危険物の貯蔵又は取扱方法の概要」欄は、概要を簡記する他、次の事項を記入する。
    ａ 販売取扱所で配合を行う場合はその旨
    ｂ 給油取扱所又は詰替えの一般取扱所で容量 4,000 リットル以下の移動タンク貯蔵所等に注油を行う場合はその旨
14. 「着工予定期日」、「完成予定期日」欄は、「許可後即日」及び「着工後何日」等と記入する。
15. 「その他必要な事項」欄は、次の事項を記入する。
    ａ 引火点が 40 度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、その旨（「危険物の品名」欄に例えば「ガソリン」と記入されているなど明らかな場合は除く。）

b　屋外タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所にあっては、危険物の受入種別（例えば「タンカーからの受け入れ」、「製造施設から受け入れ」等と記入する。）及び供給先施設における危険物の１日の取扱数量。

c　移動タンク貯蔵所にあっては、車種及び常置場所に空車で置く旨。

d　給油取扱所にあっては、元売会社名、注入口の型式等。